2025年度 外傷診療施設機能評価申請の手引き

(新規申請)

一般社団法人日本外傷学会

代表理事 渡部広明

外傷診療機能評価の認定を申請する医療機関は、以下の注意点を熟読し、申請書類を 作成して下さい。申請書類はホームページよりダウンロードし、プリントアウトしたも のとともに電子媒体(CD もしくは USB などに保存して提出)として別に提出して下さ い。

1. 提出する書類(正本1通)

- 1) 申請書(書式1)
- 2) 外傷診療施設機能評価制度 評価項目表(書式2、エクセル表)
- 3) 証明書類等
- 4) 審査料の振込用紙の控えのコピー
- 5) 日本外傷データバンクの施設データ(2022年1月1日~2024年12月31日)

2. 申請期間

2025年8月4日~同年10月15日

- 3. 書類送付に際して
 - 1) 追跡機能のある書留郵便、レターパック、宅配便等を使用すること。
 - 2) 申請代表者のあて名書きされたハガキを同封のこと。
 - 3) 上記提出書類のデータを保存した電子媒体を同封のこと。
 - 4) 認定審査料 40,000 円を下記の口座に振り込み、振込用紙の控えのコピーを同 封のこと(認定審査料にはサイトビジットの審査員派遣費用を含む)
 - 5) 再審査の場合は、認定審査料の納付は必要ありません。

※認定登録料は、20,000円

振込先:銀行名:三菱UFJ銀行(江戸川橋支店[店番 060])

口座番号:普通1214504

口座名義:一般社団法人 日本外傷学会

6)送付先は「〒169-0072東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F
(㈱春恒社内 日本外傷学会事務局 外傷診療施設評価委員会宛」

- 4. 作成の注意点
 - 1) 症例の申請は、2022年1月1日から2024年12月31日までの期間に入院加療(初 療手術例を含む)を要した症例を使用すること。なお、年間の件数等を記載する項 目においては、2024年1月1日から2024年12月31日までのものを記載するこ と。また、申請時に各項目の要件を満たしている場合は「あり」として申請するこ と。別途期間が指定のある項目はそれに従うこと。また、施設の職員数を評価する 際には、申請日時点における数値を記載する。
 - 2) 年は全て西暦で記入のこと。
 - 3) 書式2:「外傷診療施設機能評価制度 評価項目表」の必要入力部に記載をして 提出すること。
 - 4)「資料2:外傷診療施設機能評価制度 評価項目の評価基準の解釈」を参照して 記載すること。薄緑のセル内に必要事項を入力して申請する。なお、薄緑のセル はすべて入力すること。
 - 5) 書式2の記入に当たり、資料2に記載した証明書類は、PDFファイルとして CD-R などの電子媒体に保存して提出すること。なお、このファイル名は、資料2に ある評価項目番号とその内容(例、I-(2)-5 ブリーフィング記録)とすること。
 - 6) 書式 2 に記載した外傷症例データ(日本外傷データバンクデータ)は、下記の URL の手順に沿って各施設で申請し、データを CD-R 等の電子媒体に保存して提 出すること。申請期間外の症例は削除すること。ただし、登録の各項目は編集お よび削除しないこと。このファイルの内容からサイトビジットの際にいくつか の症例の検証(カルテやコーディングシートなどを参照して適切なコーディン グや登録ができているかを検証)を行います。 URL:https://sites.google.com/birdsview.jp/jaam/dataexport%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6

以上